

自治体向け衣類回収ガイドラインに関する検討会（第1回） 議事概要

1. 開催概要

(1) 日時・場所

日時：令和8年7月21日（火）13:00～15:00

場所：オンライン開催（Zoom ウェビナー）

(2) 議事

- (1) 検討会の開催要綱
- (2) サステナブルファッション及び衣類回収を巡る状況について
- (3) 自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）骨子案について
- (4) 自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査方針について
- (5) その他

(3) 出席委員

田崎 智宏	国立環境研究所 資源循環領域 資源循環社会システム研究室 室長
金澤 貞幸	公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事
鎌田 安里紗	一般社団法人 unisteps 共同代表理事
窪田 恭史	日本古着リサイクル輸出組合 理事長
矢野 順也	京都大学 環境安全保健機構環境管理部門 准教授

(4) 欠席委員

なし

(5) 配布資料

資料1 出席者名簿
資料2 検討会開催要綱
資料3 サステナブルファッション及び衣類回収を巡る状況について
資料4 自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）骨子案について
資料5 自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査方針について
参考資料1 サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン
参考資料2 ～自治体・事業者向け～使用済衣類の回収に関するグッドプラクティス集

(6) その他

本検討会は公開で実施された。

2. 開会挨拶

【環境省 金子企画官】

- ・ 本日はご多忙の中、ご出席いただき感謝申し上げます。環境省では本年3月、サステナブルファッションの推進に向けたアクションプランを策定した。このアクションプランは、2030年時点において、家庭から手放される衣類のうち廃棄されるものを2020年度比で25%削減するという目標の達成に向けた取組を示すものである。
- ・ 今年度以降は、このアクションプランに盛り込んだ施策を一つ一つ具体化し、着実に実行に移していく段階にある。その中でも、自治体による衣類回収の促進は、家庭から排出される衣類の資源循環を進める上で、極めて重要な取組の一つである。実施状況や運営方法、回収後の取り扱いなどは自治体ごとに様々であり、今後取組をさらに広げていくためには、参考となる考え方や実務上の留意点などを整理しておくことが必要である。本検討会は名称のとおり、自治体向けの衣類回収ガイドラインの策定に向けた検討を行う場として設置したものである。今年度中に全3回の開催を予定しており、本日は第1回として、事務局からガイドラインの骨子案や課題の整理を提示している。これらを踏まえ、忌憚のない議論をお願いしたい。

3. 議事概要

(1) 検討会の開催要綱

【田崎座長】

- ・ 先ほど環境省からも挨拶があったとおり、本年3月にアクションプランが策定されている。このアクションプランを絵に描いた餅に終わらせず、実行して有効なものとしていくためにも、今回我々が検討する内容が重要になる。
- ・ 本検討会の開催要綱について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料2の説明)

【田崎座長】

- ・ 我々のタスクは非常にシンプルで分かりやすい内容となっている。委員から何か確認しておきたいことがあればお願いしたい。
→ (異議なし) 議事(2)に移る。

(2) サステナブルファッション及び衣類回収を巡る状況について

【事務局】

(資料3の説明)

【田崎座長】

- ・ ただいまの説明を踏まえ、わからない点、自身の認識との違い、現状の課題などがあれば委員から意見をいただきたい。

【金澤委員】

- ・ スライド3の衣類のマテリアルフローについてである。国内新規供給量82万トンのうち6割の50万トンが手放され、特に家庭から46万トンが排出され、それが焼却・埋立処理がなされているという記載である。私は自治体で廃棄物業務を長年担当してきたが、正直なところ少し肌感覚と異なると感じる。私は横浜市で業務を行っていたが、衣類が燃やすごみに多く含まれているというより、布類・古布として分別排出されている方が多かった印象がある。そのため、この数値には違和感がある。各自治体の調査結果から算出していると思うが、組成調査から全体に割合を掛けて算出しているのかなど、推計方法を教えていただきたい。
- ・ スライド8の生活者の衣類の排出に対する調査と意識について、下着類は可燃ごみ・不燃ごみに入ってくると理解しているが、それ以外の品目も相当量が分別されていないというデータであり、この点についても違和感を覚えた。
- ・ スライド18の行政回収・集団回収の実施状況の詳細で、全国1,741市町村のうち568市町村(32.6%)が行政回収も集団回収も行っていないとのデータが示されている。ここでは人口規模が小さい自治体ほど回収を実施していない傾向が示されている。自治体数ベースではなく、人口ベースに置き換えていただいた方が、普及状況がより分かりやすいと考える。

【鎌田委員】

- ・ スライド23の専ら物の説明について1点伺いたい。専ら物としての取り扱いを明確化していない自治体が70%以上あるという点について、その背景や理由をヒアリング等で調査されていれば教えていただきたい。

【田崎座長】

- ・ 2名の委員の意見について、事務局から回答をお願いする。

【事務局】

- ・ 金澤委員からご質問いただいた点について回答する。スライド3のマテリアルフローにおける焼却等により処理されている量について、国内で発生している可燃ごみ・不燃ごみの全体量に対して、環境省が全国の複数都市で実施している組成調査で調査された「可燃ごみ・不燃ごみに混入する衣類の割合」を基に推計しているものである。スライド8は全国的生活者を対象としたアンケート結果であり、マテリアルフローにおける資源回収の状況の推計にも活用しているデータである。
- ・ スライド18の集団回収・行政回収の回収方法について、ご指摘いただいたとおり、人口ベースで集計できると望ましいと考えている。一方、データ制約により集計が難しい状況にある。行政回収については人口ベースの集計が可能であるが、集団回収は自治体全体での回収量は把握できても、回収が全地域で実施されているのか一部地域のみでの実施なのかが不明であり、自治体内でのカバー人口の把握が困難なためである。
- ・ 鎌田委員からのご質問について、専ら物としての取り扱いを明確化されていない理由につい

て、ヒアリングで確認している。通知や事務連絡等の認知度が低いことや、衣類回収に関する相談事例が少なく、明確化する必要性をそれほど感じていない自治体があることが確認できている。詳細については記録を改めて確認し、委員の皆様に改めてご報告させていただく。

【田崎座長】

- ・ 金澤委員のご意見について、横浜市のように取組が進んでいる自治体では感覚が異なるという趣旨と理解している。回収を実施している自治体と実施していない自治体に細分化できれば、肌感覚に合うデータが出てくる可能性があり、今後の取組にも参考になると感じた。
- ・ スライド8については、実際の排出量に加えてポテンシャルも考慮すべきという趣旨と認識しており、その点を認識しながら今回の検討を進めたい。
- ・ 鎌田委員のご指摘は重要であると考えた。私は、専ら物としての取り扱いを明確化していない理由は取り扱いの自由度を持たせているからであると解釈していたが、鎌田委員のご指摘で実際の理由を丁寧に確認することが重要と感じた。

【窪田委員】

- ・ 資料の整理方法については概ね違和感はないが、衣類に関する専ら物の扱いについて日頃の感触をお伝えする。衣類は非常に多種多様であり、業務用衣類や作業服もあれば、一般家庭から出る日常着もあり、さらに布類も含まれる中で、専ら物かどうかを一括りで判断するには、どの廃棄物を専ら物として解釈するのかという点で疑問が生じる。専ら物は、再生利用が可能なものについては、どのルートに乗るかによって専ら物として扱えるかどうかが変わる。受け手がいなければ廃棄せざるを得ず、その場合は専ら物には該当しない。そのような点も含めて議論していることから、自治体としても線引きが難しい状況ではないかと感じる。

【矢野委員】

- ・ 情報を分かりやすく整理いただき感謝する。過年度の自治体ヒアリングといった言葉が出てくるが、スライド20のA～Jの10自治体が、これまでにヒアリングした自治体という理解でよい。実施自治体数を確認したい。
- ・ スライド13から19にかけて、自治体の回収方式や人口規模ごとの状況が丁寧に整理されており、事実ベースの情報として非常に価値がある。一方で、それぞれの結果は様々な要素が複雑に関係しているはずであり、解釈は慎重にすべきであると感じた。属性を断片的に見るのではなく、統合的に読み取ることが重要である。
- ・ 今後の検討会で資料3がもし更新されるのであれば、回収した繊維・衣類の質に関する情報も示していただけるとよい。過去の類似検討会では、単一素材と複合素材の比率などのグラフも示されており、集めた後にどのようにリユース・リサイクルするかを検討する上で、自治体にとって重要な情報となる。
- ・ スライド28の「使用済衣類の回収に関するグッドプラクティス集」について、この中に自治体が回収しているグッドプラクティスが含まれているかどうかを確認したい。

【事務局】

- ・ 自治体のヒアリング件数について、昨年度と一昨年度には各5件、計10件のヒアリングを実

施している。一昨年度以前にも実施しており、正確な件数は確認の上でご報告させていただく。

- ・ 資料の修正に関するご指摘については、次回検討会に向けて対応を検討させていただく。
- ・ グッドプラクティス集について、基本的には民間の回収事例が中心であるが、昨年度のアクションプランに関する検討会でご発表いただいた蒲郡市や、先進的に取組まれている京都市など、先進的な自治体の事例も一部取り上げている。

【田崎座長】

- ・ スライド3のマテリアルフローの更新頻度について1点確認したい。アクションプランの目標設定との関係で、毎年マテリアルフローを更新する方針ということによいか。

【事務局】

- ・ 毎年更新する方針と伺っており、今年度も作成予定である。

【田崎座長】

- ・ 資料3の全体的なメッセージとして、集団回収が少しずつ弱体化、あるいは回収量が減少している傾向が確認できる。これは全国的に、衣類に限らず見られる傾向であり、集団回収の弱体化を抑える方向性ととも、代替的な回収手段により回収量を増やしていく方策についても今後しっかり議論してガイドラインに反映していく必要がある。
- ・ 続いて議事（3）に移る。

（3）自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）骨子案について

【事務局】

（資料4の説明）

【田崎座長】

- ・ 委員の皆様から意見をいただきたい。

【鎌田委員】

- ・ スライド10について、主体の理解促進に向けてリユース・リサイクルのフロー図を示すとのことだが、掲載されている図は理解促進という目的に対して少し粗い印象である。選別後のフローをもう少し細かく示すことで、より理解が深まると考える。また、出口として繊維 to 繊維リサイクルが図中に例示されていない。繊維製品における資源循環ロードマップでも、繊維 to 繊維リサイクル量の増加が目標に挙げられているので、フロー図にも出口として例示するのがよいと考える。
- ・ 各主体に期待される役割を記載する際、各主体の「市区町村・都道府県・事業者等」の「等」の中に生活者が含まれるのかを確認したい。フロー図中には生活者が記載されているため、各主体がどのように連携することが期待されているのかを整理する上でも、この点について質問したい。

- ・ スライド 11 の「回収に取り組むことで期待される効果」については、自治体へのヒアリングを予定しているとのことだが、質問項目として支出の削減効果などは想定されているか。また、ヒアリング対象が自治体のみでよいのかという点も気になっている。事業者や、既に回収事業に積極的に取り組んでいる主体にも意見を聞いた方が、効果についてより深く多様な情報が得られると考える。
- ・ スライド 15 の自治体と民間事業者の連携について、自治体が民間事業者の設置した回収拠点を広報するような連携も考えられるが、そのような事例も掲載される想定かを確認したい。グッドプラクティス集では具体的な事業者の取組が例示されているので、民間事業者へのヒアリング等も含め、具体例を記載できるとよいのではないか。
- ・ スライド 16 について、ガイドライン全体の構成にも関わるが、記載の仕方を議論したい。リチウムイオン電池による発火事故などは記載してよいと思うが、対象外品目のイメージとしてリユース・リサイクルしにくい品目を列挙することには懸念がある。リユース・リサイクルのしやすさはケースバイケースであり、綿入り製品や化学繊維製品などが多数例示されると、多くの服が回収しても利用されにくいのではないかという印象を与えかねない。回収量を増やそうとしているタイミングで、生活者や自治体に不要なバイアスを与えてしまう可能性があるため、記載内容や表現には十分留意すべきと考える。
- ・ スライド 17 については、専ら物の取り扱いを明確化していない自治体が 7 割を超える中で、本ガイドラインでどのように示すかは非常に重要である。本ガイドラインは衣類を含めた専ら物としての取り扱いを認めることを前提としているのかを確認したい。もしそうであれば、C 市の事例として示されている「明確化していないが、実態としては専ら物として回収・取り扱っている」という表現はやや曖昧に感じる。ガイドラインで指針を示すのであれば、スタンスを明確に記載した方がよい。また、自治体名を伏せて記載しているが、自治体に許可が得られるのであれば、自治体名を記載した方が参考になるのではないか。

【事務局】

- ・ 各主体に期待される役割については、第 2 回検討会に向けて具体的な記載の検討を進めるため、生活者を含めるべきかどうかを含め、環境省と整理して参りたい。現時点では生活者を含めないといった意図は持っていない。フロー図の詳細化についても、同様に今後検討して参りたい。
- ・ ヒアリングについては、今年度は自治体と故繊維事業者等の事業者を対象に、各 5 件ずつのヒアリングを想定している。本日の意見を踏まえ、具体的なヒアリング内容や対象について精査したい。支出についても重要な視点と認識しており、その点も含めて実施して参りたい。
- ・ 自治体と民間事業者の連携については、自治体による情報提供・広報の事例も想定している。ヒアリング等で事例を把握していきながら、ガイドラインに盛り込みたい。
- ・ スライド 16 の対象外品目の記載は非常に重要な論点と認識している。本日の委員の皆様のご意見を踏まえ、記載を慎重に検討したい。

【環境省 村井課長補佐】

- ・ スライド 16 は今回の大きな論点の一つと認識している。回収量を増やすという観点からは品目が多く受け入れられるとよい一方で、リユース・リサイクルできないものを受け入れてし

まうと、選別する事業者の負担となってしまう。現状と目指すべき姿を分けて考える必要がある。

- ・ スライド 17 の専ら物については、資料 3 に記載している通知等によってこれまで発信してきている。ガイドラインでどのような書きぶりとするか、環境省内で検討したい。資料下部にも注記しているが、一律に該当するかどうかを示すのではなく、各自治体の事情に応じた運用があることを踏まえた記載にする必要があると考えており、引き続き相談させていただきたい。

【田崎座長】

- ・ スライド 16 について他の委員からも意見をいただきたい。

【窪田委員】

- ・ ここに示されている品目は、個別の事業者へのヒアリング結果に基づくものと理解しており、その点は理解できる。ただし、故繊維事業者には様々な形態があり、例えばある地域にウエス事業者 1 社しかない場合、化学繊維が受けられないとなれば、その地域で化学繊維を含む衣類は対象品目から除かれる。各地域の実情を全国一律のガイドラインとして示すことは難しくなってしまうと思われる。
- ・ 衣類回収を促進する観点からは、生活者が目録を見ながら、対象品目かどうかを判断するような状況は避けたい。むしろ公益性を踏まえ、生活者が理解しやすい範囲で排出できる仕組みを定め、その上で地域特性に応じて各自治体と受入業者が協議し、調整する方法にならざるを得ない考える。
- ・ 日本古着リサイクル輸出組合では、全国的に納得し得る回収対象品目のリストを 2011 年に取りまとめ、ホームページで公開している。ただ、当時はリチウムイオン電池を含む衣類などを想定しておらず、状況の変化は考慮すべきである。
- ・ 日本の回収システムは諸外国と異なり、歴史的に衣類ではなく布類として回収が行われてきた。これは現在、衣類のリユース・リサイクルを促進する上で足かせとなっている。端切れなどは採算の取れる活用が難しく、多くが業者の赤字負担となっており、その赤字を古着の収益で補填しているのが現状である。長期的には、現行の回収量を維持できるのかについても不安がある。住民に分かりやすく、かつ持続可能な回収の仕組みとするためには、タオルなど一部例外はあっても、基本的には家庭で使用している洋服を対象とするような、大まかで分かりやすいガイドラインとすることが望ましいと考える。その範囲であれば受け入れ可能であり、我々も採算性を勘案しつつ継続できると考える。この点は検討の余地があると思う。

【矢野委員】

- ・ 量と質のうち「質」は、どのようにリサイクルされるか、利用されるかに依存する。したがって、禁忌品という書き方ではなく、用途によって受け入れの判断が分かれる品目を整理した星取表のような形で示すことも一案と考える。
- ・ スライド冒頭にあるように、地域の受入事業者との協議が重要である。各地域で受入事業者を確認すべき点として、どのような衣類の種類であれば受け入れ可能かをチェックリストと

して整理する形でもよいと考える。

【金澤委員】

- ・ 今回の議論全体に通じるが、回収量を増やすことを第一とするのか、資源化量・資源化率を第一とするのかによってアプローチが大きく異なる。細かく条件を書けば書くほど、市民は分別・排出しにくくなる。汚れたもの・濡れたもの・臭気のあるものを排出不可とするといった基準は理解しやすいが、それ以外の条件を細かく記載すると、可燃ごみに混入させてしまう恐れがある。目的をどこに置くかが重要である。第2弾・第3弾として細かな整理は必要だが、プラスチックの分別回収なども進んできている中で、細かく定めるほど排出しにくくなるという前提の上で検討すべきと考える。

【田崎座長】

- ・ 金澤委員には自治体の視点からコメントいただいたものと理解した。
- ・ 技術的にリサイクル不能なものと、リユースの需要面から難しいもの、セキュリティ上の理由で活用できない制服・作業服など、性質の異なるものが同列に対象外とされないよう、濃淡を付ける必要があると感じる。例えば制服・作業服であれば、別の方策でリユースを進めるといった発想も考えられる。
- ・ 委員から挙げた意見を踏まえ、全国共通で示すべきナショナルミニマムと、地域ごとに確認すべき事項を整理し、わかりやすく提示していただきたい。具体的な記載案が出てきた段階で、再度議論したい。

【環境省 村井課長補佐】

- ・ いただいたご意見を踏まえて検討して参りたい。なお、繊維製品における資源循環ロードマップでは繊維 to 繊維リサイクルを増やすこととしており、将来的には受け入れられる品目が拡大することも考えられるため、現時点と5年後などの将来を分けて整理することも検討したい。
- ・ 今年度はまず第1版のガイドラインを作成し、次年度以降にアップデートしていくことも考えている。

【窪田委員】

- ・ 1人当たり資源化量について、衣類は他の資源物に比べて非常に少ないことは共通認識だと思うが、この点を理解する上で重要な前提がある。衣類以外の資源物、例えば鉄・紙・ペットボトルなどは、国外を含め需要が非常に大きいからこそ全国に業者が存在し、リサイクル率も8割を超える水準を達成できている。一方で衣類は、回収の仕組みや業者の有無が原因で回収が進まないのではなく、需要が限られている結果として業者が都市部に集中し、地方に少ないというのが実態である。この因果関係を理解しないまま回収の仕組みを整えても、受け手が増えない限り回収は進まない。まずその前提を押さえる必要がある。
- ・ 人口の多い都市部ほど集団回収や行政回収が進んでおり、業者も集中している。これは先ほど矢野委員が指摘されたとおり、様々な要因があるが、主な要因は2つと考える。
1つはファッション性であり、衣類は着るものであるため、ファッション性の違いによって

価格は大きく変化する。海外のリユース市場の多くは東南アジアであり、例えばカンボジアの平均年齢は 25 歳、日本は 47 歳であるため、需要と供給にミスマッチが生じる。現地のバイヤーは日本の衣類であるだけでは購入せず、ファッション性の高い衣類が含まれている、東京・大阪・横浜など都市部で排出されたものであることを重視する。その結果として業者が都市部に残り、都市部で回収が進んでいる。

2 つ目の要因は回収コストである。衣類は量が少なく、衣類のために単独で回収車を走らせるとコストが見合わない。伝統的には、古紙など他の資源と一緒に集める形が多くなっている。地方部は人口密度が低く、紙や鉄などに比べ衣類の発生量も少ないため、回収コストの面で一層難しくなる。東京 23 区でも一部の区でも、回収コストが賄えず、衣類の分別回収まで手が回っていない可能性がある。

- ・ スライド 14 以降の回収の仕組みについては、選択肢を増やすこと以上に、生活者にとって負担の少ないステーション回収が基本として望ましいと考える。ただし、ここで問題となるのが濡れの問題である。現在、濡れていても構わず引き取るというルールで運用している自治体もあるが、衣類は着るものであり、濡れてしまえば製品としては使えず廃棄物になってしまう。他の資源物は多少濡れても、一次資源に戻すため大きな支障はないが、衣類は再び着用されることが前提であるため、濡れは致命的である。したがって、何を集めるか、どう集めるか以上に、いかに濡れないようにするかが重要である。具体的には、雨の日は回収を行わないことや自治体のヤード保管場所は屋根のある場所とするといった、最低限の配慮でもよいので、濡れを防ぐ仕組みを回収方法の中に組み込む必要がある。スライド 16 の品目の示し方よりも、濡れないようにすることの方が大きな課題であると考えます。
- ・ スライド 17 の専ら物については、他の資源物と異なり、衣類は種類が多く、かつ扱い方によって再生利用の可否が左右される。再生利用の仕組みと受け手が整っていれば、専ら物となるが、受け手がなければいかなる衣類も専ら物にはなり得ない。化学繊維か否かで資源化の可否が変わるという素材の種類に基づいた一律の解釈では進められないことを、業界の立場として付言しておきたい。

【田崎座長】

- ・ 需要制約が効いているといった点は重要な指摘だったと思う。事務局から回答をお願いしたい。

【事務局】

- ・ ご指摘いただいた需要と供給のバランスや回収コストの点は、ガイドラインを作成する上で基礎的かつ重要な視点である。目次案では十分に反映できていない部分もあり、いただいたコメントを踏まえて素案を検討したい。

【田崎座長】

- ・ 回収コストがかかる中で、紙類とあわせて収集する視点は、これまで十分に書き込めていなかった。次回提示する案では、書き込める部分があれば反映してもらいたい。また、濡れの問題は非常に重要であり、その点も踏まえて検討してもらいたい。

【矢野委員】

- ・ ガイドラインの基本的な立て付けをもう少し丁寧に書いた方がよいと感じた。例えば、タイトルは「自治体向け衣類回収」となっているが、対象とする衣類は家庭系を想定しているのか、ユニフォーム等は含まないのかといった点である。また、アクションプランに沿って 2030 年を主なターゲットとしながら、中期的な繊維 to 繊維リサイクル技術の進展も視野に入れているのかなど、時間軸についても明確にしておくといよい。
- ・ スライド 6 の目次案では、第 1 章、第 2 章は細かな項目に分けられているが、第 3 章は分けられていない。自治体にとっては第 3 章が最も重要になると考えられるので、第 3 章もステップごとに項目を分けるなど、より充実させることを検討してはどうか。
- ・ 自治体向けのガイドラインではあるが、国内のアクションプラン等の政策の状況に加え、欧州等の海外のサステナブルファッションに関する参考情報を紹介しておくことも有用と考える。
- ・ スライド 11 の「衣類回収に取り組むことで期待される効果」について、「生活者が脱炭素行動に取り組むきっかけ」と生活者の視点が書かれているが、自治体にとっても回収による脱炭素効果は重要である。自治体の温暖化対策の一環としての意義も明記してはどうか。
- ・ 資料 3 でも示されていたように、家庭内の退蔵が相当ある。退蔵を平時から減らすことは、災害廃棄物の発生抑制にもつながると考えられ、このような文脈に触れてもよいのではないのか。
- ・ スライド 14 の自治体の回収方法について、回収方法別に特徴を整理することだが、特に拠点回収は自治体によってバリエーションが多く、様々な形態が存在すると考えている。拠点回収は、幅広い資源を回収する回収品目の中の一つとして、衣類が位置付けられるケースも多いと考える。脱炭素、地域循環共生圏の文脈で環境省が取り組んでいる分散型資源回収拠点の情報なども活用し、拠点回収の類型化や要素の整理を検討してはどうか。
- ・ スライド 18 の回収の実施・検討手順については、例えば STEP 2 で、自治体のごみ処理基本計画や温暖化対策計画等との関係を確認するようなメッセージを加えてはどうか。
STEP 6 のトレーサビリティ情報については、処理方法・処理先に加え、処理量や行き先別処理量などの情報をどのように入手し、整理すべきかといったノウハウを、ガイドラインとして紹介できると有用ではないかと考える。

【事務局】

- ・ ご指摘は大変明確であり、現在のところ不明点はない。いただいた意見を踏まえて素案を作成し、必要に応じて個別にご相談させていただきたい。

【田崎座長】

- ・ 今の発言に関連した内容として、ガイドラインの第 2 章は勉強するような内容が非常に多いが、具体的なアクションを取るには第 3 章が重要になってくる。ガイドラインの構成として、2 章と 3 章を入れ替えた方が読みやすくなると感じている。
- ・ 資料 4 について、金澤委員からもコメントをお願いする。

【金澤委員】

- ・ スライド 12 の「自治体における回収量の目安」について 1 点指摘する。ここで示されている値は、このガイドラインにおける目標値に相当するものと理解しているが、この目標達成時の 1 人当たりの布類の資源化量の定義を明確にする必要がある。すなわち、資源化量とは古着・古布としての回収量を指すのか、そのうち残渣を除いた実際の資源化量を指すのか、2 通りの解釈があり得る。どちらの定義かを明確にすべきである。

【田崎座長】

- ・ 重要な点であり、他のリサイクル指標でも同様の議論がある。ここは明確にしていきたい。
- ・ また、回収方法ごとのメリット・デメリットを整理する際、誰にとってのメリット・デメリットかを意識して記載していただきたい。自治体と生活者ではメリットが異なるため、その点を明確にすることが重要である。
- ・ 次の議題（４）に移る。

（４）自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査方針について

【事務局】

（資料 5 の説明）

【田崎座長】

- ・ 資料 5 の調査方針について、委員の皆様からご意見をいただきたい。

【鎌田委員】

- ・ 資料 4 の構成とも関わるが、現時点では量に関する記載が多いと感じる。ヒアリングでも量の拡大に重点を置いた質問が想定されるが、アクションプランでは「回収の量と質の向上」が掲げられている。まず量を増やしてから質の向上に取り組むという段階的な考え方は理解でき、質の記載は難しい面もあるが、可能であれば「質を向上させる方法」についても質問いただき、目次案 3 章の「持続可能で効果的な回収とするための手順・工夫」に反映できるとよい。
- ・ 先ほどの議題で、窪田委員から衣類の需要に関する指摘があった。コメントはリユース需要に関するものであったが、リユースの需要と、特に繊維 to 繊維のリサイクルの需要は異なる部分もあるだろう。繊維製品のリサイクル需要をどう増やすかという点も、今回の検討会の中でどこまで扱うかは検討が必要である。一部でも取り扱えれば、自治体にとって出口のイメージが描きやすくなるのではないかと考える。

【田崎座長】

- ・ 議題（３）においても回収物の出口戦略の議論があったが、ガイドラインにどこまで書くか、環境省が実施していくアクションとの整合性について考えながら、話を伺っていた。一方、調査については進めることは可能であるため、是非調査をしていただきたいというところで、鎌田委員と同様の意見を持っている。事務局から回答をお願いしたい。

【環境省 村井課長補佐】

- ・ 需要と出口の議論について、ご指摘の通り重要と考えている。今回のガイドラインでは主なテーマではないものの、可能な限り調査を行い、自治体・事業者に関心を持っていただけるような情報提供を検討したい。
- ・ 今年度もモデル事業やキャンペーンを実施するほか、昨年度はグリーン購入法の基準改定により繊維製品の調達ルールの見直しも行った。十分に周知されていない面もあるため、ガイドラインの事例やコラム、参考資料等を通じて、情報提供していきたい。

【田崎座長】

- ・ 資料5について他に意見がなければ、この方針に沿って調査を進めていただき、第2回検討会でガイドライン素案を提示いただきたい。素案作成の過程で不明点が生じた場合は、事務局から委員にご照会いただきたい。委員各位には、その際のご協力をお願いする。
- ・ 資料5については以上とする。

(5) その他

【田崎座長】

- ・ その他の議題について、委員または事務局から何かあれば発言をお願いしたい。
→（異議なし）本日の議事は以上とし、閉会とする。活発なご議論に感謝する。

4. 閉会

【事務局】

- ・ 本日の議事録については、次回検討会に向けて事務局で取りまとめる。委員の皆様には、後日ご発言内容を中心に確認をお願いする。次回検討会の開催日時等については、改めて事務局から連絡・相談する。
- ・ これにて閉会とする。参加各位に感謝申し上げます。

以上